

平成28年度

三田市まちづくり活動支援事業助成金

募集要領

三田市



目次

1	制度の目的.....	2
2	制度の概要.....	2
3	対象となる団体・事業要件.....	3
4	各種コース.....	4
5	助成対象経費（全コース共通）.....	5
6	応募に必要な書類.....	6
7	スケジュール.....	7
8	募集期間及び受付場所.....	7
9	審査方法.....	7
10	審査基準及び点数.....	8
11	助成事業の決定.....	9
12	情報公開.....	9
13	助成金の交付.....	9
14	事業実施にあたって.....	10
15	事業内容の変更.....	10
16	活動報告.....	11
17	事業実績報告書の提出.....	11
18	広報.....	12
19	その他.....	13
20	助成金応募に関する相談.....	14
21	昨年度審査員講評.....	15
	問い合わせ先・事務局.....	17

1 制度の目的

市民活動団体が連携・協力して行う、住みよい地域づくりや市民生活を豊かにする取り組みに必要な経費の一部を助成することにより、市民活動の活性化を図ると共に団体の自立支援を行うことで、協働のまちづくりを推進します。

三田市が支援する市民活動とは・・・

①自主性・自発性

➤市民の自主性・自発性に基づく活動

②公益性・社会性

➤住みよい地域づくりや市民生活を豊かにするといった、不特定多数のものの利益や社会の利益増進に寄与することを目的とした活動

③公開性

➤市民に対して活動内容が開かれた活動

④継続性

➤継続的に行われる活動

⑤非営利性

➤営利を目的としない活動

⑥宗教活動や政治活動、選挙活動を除く活動

2 制度の概要

●テーマ設定型（上限50万円、書類&プレゼンテーション審査）

市が提案するまちの課題を、団体と行政が連携しながら解決していくことで、生活者の視点に立った課題解決を目指します。

●自由テーマ型（上限10万円、書類&プレゼンテーション審査）

さまざまな社会的・地域課題（テーマ）に取り組む団体活動を広く支援することで、より多くの市民に利益を還元することを目指します。

●スタート応援型（上限5万円、書類審査のみ）

活動初動期の団体活動を支援することで、力強く自立的・継続的な活動の展開につながることを目指します。

自由テーマ型には、より多くの団体の活動を支援するため、チャレンジ枠を設けています。チャレンジ枠では、これまで助成金を活用して活動したことがない団体を対象に、助成金を活用したことがある団体と別枠で優先して採択を行います。

※平成28年度予算の範囲内で助成します。平成28年3月開催の三田市議会において、平成28年度予算承認が要件となります。

※助成金の額は、千円未満の端数は切り捨てとなります。

3 対象となる団体・事業要件

●団体要件

次の要件をすべて満たす団体であることを要件とします。

ただし、市長が適当でないとする場合は、対象外とします。

(1) 全コース共通事項

- ・市内に活動拠点を有する団体
- ・5人以上で構成され、うち市内に在住、在勤又は在学の者が5割以上の団体
- ・組織及び運営に関する事項を定めている団体
- ・事務局が国又は地方公共団体でない団体
- ・市から運営に係る補助金を受けていない団体
- ・営利を目的としていない団体
- ・宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的としていない団体
- ・暴力団又はその構成員の統制下でない団体

※各コースとも、NPO等の市民活動団体だけでなく、自治会等の地縁組織も応募できます。ただし、ふるさと地域交付金を受けている団体は応募できません。

(2) 個別事項

- ・スタート応援型については、平成28年4月1日において、設立後5年未満であることを満たす活動初動期の団体でなければ応募できません。
- ・補助率や交付限度回数に制限があります。（「4 各種コース」を参照）

●事業要件

平成28年4月1日から平成29年3月31日の期間内に着手かつ完了し、三田市内で行われる社会的・地域的な課題の具体的な解決に向けて取り組む活動で、テーマ設定型、自由テーマ型、スタート応援型のいずれかに該当する事業であることを要件とします。

●留意事項

◆申請は1団体1事業とします。

◆国、県、市その他の機関から補助金、助成金又は委託料を受けていない事業とします。

◆その他、以下に該当する事業は助成対象外となります。

- ・団体の運営経費に充てられるなど、事業性がないもの
- ・団体の既存事業で、新しい試みや展開の工夫が見られないもの
- ・助成金交付後の継続・発展が期待できず、一過性のもの
- ・趣味的活動や団体の会員獲得を目的としたもの
- ・団体の会員のスキルアップを主な目的としたもの
- ・政治、宗教、営利を目的としたもの
- ・公序良俗に反するものや法律等に抵触するもの など

※ 助成採択後であっても、要件に反した場合は当助成金事業の交付は受けられなくなります。

4 各種コース

●テーマ設定型コース ●-----●

(1) 対象事業

市から提案するまちの課題を、生活者の視点で行政と連携しながら解決しようとする活動を対象とします。

【テーマ】 「子どもの夢を育む居場所づくり」

【目指すもの】

全ての子どもに夢を持つ機会があり、心が安らぐ居場所があるまちづくり

【趣旨】

近年、少子化による子どもの減少、共働きやひとり親世帯の増加など、子どもたちを取り巻く環境は変化し、また学校におけるいじめや不登校など、子どもたちには様々な問題が起こっています。

このような時代のなか、三田の子どもたちが未来に向けて夢を持ち、夢に向かって挑戦するためには、親や家族だけでなく地域ぐるみで子どもの成長を支え合い、応援していく環境が必要となります。

そこで、地域に子どもたちがほっと安心できるような居場所をつくり、その中でつながりや多世代での交流が生まれ、夢を見つけ育むことができる活動を募集します。

おおむね小学生から 18 歳程度までの子どもに対し、地域の人財や、団体活動等で得た知識や経験を生かし、様々な体験・学習等の機会を提供することで、家庭環境や経済状況に関わらず、子どもたちが自分自身の可能性の広がりを感じられる居場所づくりが展開されることを期待します。

(2) 補助率 : 10 / 10

(3) 助成限度額 : 50 万円 《採択予定数 : 1 事業》

(4) 団体・事業要件 : 「3 対象となる団体・事業要件」をご参照ください。

※「放課後子ども教室」で実施している活動は対象外です。様々な環境にある子どもたちの重層的な居場所づくりにつながっていく事業の提案を期待しています。

(5) 審査 : 書類審査＋公開プレゼンテーション

●自由テーマ型コース ●-----●

(1) 対象事業 : 団体が三田市における社会的・地域的な課題(テーマ)を発見し、その課題解決のために行う、多くの市民にとって利益となる活動を対象とします。

(2) 補助率 : 同一団体につき通算 2 回目までの交付… 10 / 10
3 回目以降の交付… 1 / 2

(3) 助成限度額 : 10 万円 《採択予定数 : 7 事業(内、チャレンジ枠 4 事業)》

(4) 団体・事業要件

- ・「3 対象となる団体・事業要件」に合致する団体であること。
- ・当該コースにおいて過去に助成金を受けた回数が 5 回未満の団体であること。

(5) 審査 : 書類審査＋公開プレゼンテーション

●スタート応援型コース ●-----●

- (1) 対象事業 : 活動初動期の団体活動を対象とします。
- (2) 補助率 : 10 / 10
- (3) 助成限度額 : 5万円 (採択予定数 : 2事業)
- (4) 団体・事業要件
 - ・「3 対象となる団体・事業要件」に合致する団体であること。
 - ・当該コースにおいて過去に助成金を受けた回数が2回未満の団体であること。
 - ・平成28年4月1日現在において、団体設立後5年未満の活動初動期の団体であること。
- (5) 審査 : 書類審査のみ

5 助成対象経費 (全コース共通)

●対象外経費

原則として、申請事業への必要性が明確な経費であれば、助成の対象となります。ただし、次の経費は対象外とします。

①団体の構成員に対する人件費・謝礼・食糧費・交通費

※交通費については、講師打合せや取材調査にかかるもの等、事業性のあるものは、助成対象となる場合があります。また、対象となる交通費で、自家用車等を利用した場合も対象とします。その場合、走行距離×@37円/kmで算出した経費とします。トリップメーターを利用して確実に距離を測ってください。

※講師謝礼については、次の要件をすべて満たす場合は対象となります。

- ・講師を探しても団体の内部にしかない、また、他の講師より団体の内部講師のほうが有効な話が望める場合など、やむを得ない事情がある場合。
- ・広く一般に公募する講演会等の事業で、かつ、団体構成員の有資格者が講師を行う場合。
- ・助成対象額 (各コースの上限額) の1割を上限とし、かつ、1回あたりの上限を10,000円とします。

②団体の経常的な活動に要する経費 (定例会議や事務所維持経費等)

③参加者が負担することが妥当であると考えられる経費 (飲食費・材料費・テキスト代等)

※バス等の借上げ料については、半額のみ助成対象としています。

④事業に直接使用した額を確定することが難しいと考えられる経費 (電話代、メール通信料等)

⑤講師等への手土産 (謝礼に加えて渡すもの)

⑥賞金、景品等にかかる経費 (個人等へ物品等の提供を目的とする経費)

※原則として、賞金、景品等にかかる経費は対象外となりますが、作品募集などに伴う参加賞など、事業内容によっては認められます。

⑦その他内容により助成することが適切と認められない経費

●注意事項

- ①当助成金交付事業については、後援名義等による市施設使用料減免の取扱いをしませんので、必ず収支予算書で積算してください（登録団体の5割減免は可）。
- ②上記対象外経費に該当した場合は、助成対象経費合計から減額します。
- ③備品については、どうしても当該事業の実施に必要な場合に対象とすることができます。備品購入費等を計上する場合は、その必要な理由を任意の様式で添付してください。
- ④団体の構成員に対して講師謝礼を支払う場合は、その必要な理由を任意の様式で添付してください。
- ⑤本助成金との重複を避けるため、他の事業で国・県・市等から委託事業や助成金、補助金等を受けている事業がある場合は、別紙に事業名とどこから補助や委託を受けているかを任意の様式で記載してください。

6 応募に必要な書類

募集期間中に、次の書類をそろえて提出してください。

1	三田市まちづくり活動支援事業助成金 応募申請書	様式P1
2	事業計画書	様式P3～5
3	収支予算書	様式P9
4	団体の概要	様式P11
5	添付資料①～③ ①組織・運営・事務局の所在について定めた資料（会則等）を添付してください。なお、①で団体要件を満たすことが確認できない場合は、その他これを確認できる資料を添付してください。 ②構成員のうち市内に在住、在勤又は在学している者が5割以上であることを証する書類を提示してください。（写しの提出は不要です。） ③活動実績等がわかる資料（※A4用紙2ページ以内 白黒印刷のみ）を添付してください。	任意様式

なお、市民活動推進プラザでは、市民活動に関する様々な相談に応じています。事業計画書の書き方やプレゼンの方法などはもちろん、様々な団体の情報を集約していますので、他の団体とつながるきっかけがプラザで見つかるかもしれません。お互いのネットワークを広げることもつながりますので、助成金応募の際は、ぜひ市民活動推進プラザに相談・情報提供をお願いします。（「20 助成金応募に関する相談」参照）

7 スケジュール

平成28年 1月 9日 (土)	募集説明会
平成28年 2月 3日 (水) ~ 10日 (水)	募集受付
平成28年 2月下旬	書類審査
平成28年 3月21日 (祝)	公開プレゼンテーション
平成28年 4月中旬	事業採択通知
平成28年 4月下旬~	交付申請・交付決定
事業終了後	実績報告
平成29年4月以降	報告会

8 募集期間及び受付場所

- 受付期間** 平成28年2月3日(水)~10日(水)まで(土日は要相談)
※前日までに予約をお願いします。
- 受付場所** 三田市役所 コミュニティ課 (Tel 079-559-5046)
- 受付時間** 9時から17時30分まで(17時30分以降は要相談)
(注) 受付時に申請内容のヒアリング(約1時間程度)をさせていただきます。混み合うことも予想されますので、必ず前日までにご連絡をお願いします。
- 提出方法** 上記受付窓口までご持参ください。
※ファックス、電子メール及び郵送では受け付けできません。
- その他** 応募書類の受付後の訂正等はできません。事前に市民活動推進プラザへご相談されることをお勧めします。(「20 助成金応募に関する相談」参照)

9 審査方法

- 応募書類と公開プレゼンテーションを合わせ総合的に審査します。**
 - (1) 書類審査 ※全コース
応募書類の内容をもとに審査し、書類審査通過団体を決定します。
結果については公開プレゼンテーション開催日の1週間前をめどに文書で通知します。
 - (2) 公開プレゼンテーションによる審査 ※スタート応援型を除く
書類審査を通過した団体による「公開プレゼンテーション」を実施し、審査員による審査と会場参加者の意見(投票結果)により総合得点を算出します。
- 公開プレゼンテーション**
 - ◇日時：平成28年3月21日(祝) 13時30分から (予定)
 - ◇場所：まちづくり協働センター 多目的ホール
 - ◇内容：1団体につき事業説明(5分)・質疑(5分)の10分程度
 - ※欠席の場合は、応募を取り下げたものとみなします。

※プレゼンテーションの順番は、テーマ設定型、自由テーマ型の順でそれぞれの応募受付順に行う予定です。

※来場者の皆さんにも応募事業に対してポイント投票していただきます。

※説明及び質疑の時間は、応募団体数により短くなる場合があります。また、開始時間も前後する場合があります。

※得点結果は、当日発表します。

10 審査基準及び点数

(審査員1人あたりの点数：計30点満点)

1	公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な課題や地域課題の解決が図られる事業か。 ・多くの住民から共感が得られる事業か。 ・市や地域の現状を把握しているか。 ・現状分析に基づいた適切な取り組みとなっているか。 ・不特定多数の住民の利益となるものか。
2	新規性及び 独創性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的な取り組みか。 ・他の参考事例やモデルとなりうる事業であるか。 ・新しい試みなど、事業の展開に工夫が見られるか。 ・生活者の視点をもち柔軟で独創的な事業内容であるかどうか。 ・市民活動ならではの取り組みであるか。
3	実現可能性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・団体が主体的に実施する事業であるか。 ・団体が無理なく実施できる事業計画となっているか。 ・不足する資源は団体のネットワークで調達可能な計画か。 ・実現に向けた課題は明確となっているか。 ・また、その課題の解決策は示されているか。
4	内容及び 事業の 計画性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な事業内容であり、効率的な予算配分が練られているか。 ・費用は効果的に使われているか。 ・無駄な費用はないか。 ・時期や対象の設定、広報計画などが適切に計画されているか。 ・助成の必要性が認められるか。
5	協働性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と協働していく意欲があるか。 ・協働による効果が期待できるか。 ・多様な主体との新たなネットワークの構築が促進される事業か。 ・協働の相手方と十分な協議の場が設定されているか。 ・協働の相手方と適正な役割分担がされているか。
6	継続性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・助成事業が終了しても事業を継続する意欲があるか。 ・団体の自律的な運営に向けてステップアップが図られるか。 ・団体の活動の発展性が期待できるか。 ・継続していくための計画が練られているか。 ・継続していくための計画は適切な計画か。

※15ページに昨年度の公開プレゼンテーションでの審査員講評を掲載しています。

1 1 助成事業の決定

●助成事業の採択

プレゼンテーション審査の結果をもとに市長が助成事業採択の適否を決定し、文書により郵送で通知します。(4月中旬)

※プレゼンテーション審査により、助成事業の一部のみの採択となる場合や条件を付した採択となる場合があります。

●助成金の交付決定

助成事業として採択を受けた団体は、補助金等交付申請書を市長に提出(平成28年4月以降)していただきます。市長は、助成金交付の適否を決定し、文書により郵送で通知します。

1 2 情報公開

本助成事業にかかる応募申請及び審査結果にかかる情報は、原則公開されます。

なお、これらの実施にあたっては、三田市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意します。

●ホームページ等による情報公開

助成事業応募申請に関する次の情報を市ホームページ等で公開します。

- ①事業名 ②団体名 ③事業概要(事業計画書) ④事業費 ⑤助成申請額
- ⑥採択金額(採択団体のみ) ⑦事業報告概要(※交付決定団体のみ全助成事業完了後)

1 3 助成金の交付

●助成金の請求

市は、補助事業等実績報告書をもとに助成金額を確定し、各団体に「補助金等確定通知書」で通知しますので、「補助金等交付請求書」(様式 P24)で市に助成金をご請求ください。審査後、**指定の銀行等口座※**へ振込させていただきます。(市会計事務処理上、入金までに**1ヶ月程度**かかりますのでご了承ください。)

●助成金の前払い

事業着手前でも助成金を請求することができます。前払いを希望する団体は、「補助金等交付請求書」(様式 P24)で市に助成金の概算請求をしてください。審査後、**指定の銀行等口座※**へ振込させていただきます。(市会計事務処理上、入金までに**1ヶ月程度**かかりますのでご了承ください。)なお、事業完了後の精算により、概算払額が助成金額を超過した場合には、その超過分を市に返還していただきます。

※概算請求できる金額は、原則として交付決定額の9割を上限とします。

※指定の銀行等口座（ゆうちょ銀行口座を登録する場合は必ず**他金融機関からの振込用**の店名・口座番号等）を記入してください。事業採択通知時に同封しております「債権者登録申請書」に必要な事項を記入のうえ、**補助金等交付申請書と併せて事務局へ提出してください**。また、口座名義に団体名が明記されている団体専用口座での登録をお願いします。

●助成金の返還

交付決定の取り消しがあった場合で、助成金が既に交付されているときは、助成金の返還を命じます。

1 4 事業実施にあたって

実施日時等の詳細が決まり、事業を実施するにあたっては、次の点にご留意ください。

- ①日程の詳細等が決まった際は、事務局までご連絡ください。
- ②チラシ等の印刷物へは、「この事業は、三田市まちづくり活動支援事業助成金の交付を受けて実施します」の一文を必ずご記載ください。
- ③チラシ等の印刷物を作成された場合は、事務局まで1部ご提出ください。
- ④チラシ等の情報をもとに市公式ホームページや三田市市民活動情報サイト「きっぴ〜ねっと」に情報を掲載する場合があります。
- ⑤採択された事業は別途申請をしなくても「三田市後援名義」の使用が可能です（市教委の後援は別途申請が必要です）。

1 5 事業内容の変更

●変更申請

事業を実施するうえで、やむを得ず当初の事業計画内容から変更が生じるときは、必ず事前に事務局までご相談ください。

変更内容によっては、「補助事業等変更申請書」を提出していただく必要があります。変更申請書の提出後、変更の可否について決定し、変更を認める場合は、「補助金等交付決定変更通知書」を交付いたします。

【該当資料】

- ・補助事業等変更申請書（様式 P12）
- ・変更事業計画書（様式 P13）
- ・変更収支予算書（様式 P14）

16 活動報告

事業完了後、次の活動報告をお願いします。

①報告書の提出（様式 P18 参照、全助成団体に依頼）

⇒まちづくり活動支援事業助成金活動報告集の原稿とさせていただきます。

報告集は市公式ホームページや三田市市民活動情報サイト「きっぴ〜ねっと」に掲載する場合があります。

②事業報告会の参加（全助成団体に依頼）

⇒平成 29 年 4 月以降に開催予定の事業報告会に出席して、まちづくり活動を市民の皆さんに報告していただきます。

17 事業実績報告書の提出

●提出書類

助成事業完了後、14 日以内または平成 29 年 3 月 31 日までに次の書類を提出してください。

【提出書類】

① 補助事業等実績報告書（様式 P16）

② 収支決算書（様式 P17）

[添付書類] 領収書の原本並びに写し（原本は写しと照合後返却します。）

③ 報告書（様式 P18～19）

[添付書類] 活動状況がわかる資料や記録写真

●補助事業等実績報告書について

事業期間について、次の内容で期日をご記入ください。

- ・事業着手日 ⇒ 交付決定日以降で準備を開始した日
- ・事業完了日 ⇒ 精算等全ての業務が完了した日

●領収書について

① 助成金交付対象経費に係る支出項目については、領収書の添付が必要です。

（補助率が 1/2 の場合は、原則として助成対象経費すべての領収書が必要です）

② 領収書は、領収書添付台帳に貼りつけ、領収書添付台帳整理簿をつけて提出してください。

③ 支払年月日については、事業期間内（事業着手日～事業完了日）の日付であることを確認してください。

④ 各領収書と収支決算書の備考欄に同じ番号をつけ、領収書と支出内容の照合ができるようにしてください。

⑤ 領収書は、宛名（助成団体名）、助成団体が支払った額、支払年月日、支払明細、領収者の名前・住所が記載され、領収者の押印があるものをお願いします。支払明細が明記されていない場合は、記入をお願いします。また、空欄に使用目的も記入してく

ださい。

- ⑥ 領収書の受取りが困難な場合は、レシートも可としますが、購入した店舗で宛名を記入してもらってください。また、使用目的や購入した商品の内容がわかるように収支決算書や空白欄に記載してください。
- ⑦ 謝礼品などを渡される場合は、だれに渡したかわかるようにしておいてください。
- ⑧ 次の事由で支出されている場合は、添付様式の要領で作成してください。
 - ①謝金（様式 P20）
 - ②公共交通機関利用料（様式 P20）
 - ③自家用車等利用による交通費（様式 P20）※トリップメーターで、その都度距離を計測してください。

●報告書集の作成及び配架について

提出いただいた報告書については、当該年度の全助成事業をとりまとめた「三田市まちづくり活動支援事業助成金活動報告書集（仮称）」の掲載原稿として使用させていただきます、冊子を作成しますのでご了承ください。

また、記録写真等も掲載したく計画しておりますので、ご提供をお願いします。なお、ご提供いただいた写真については、報告書集及び次年度募集等にかかる助成事業の PR に掲載許可をいただいたものとして取扱い、返却はいたしませんので、ご了承ください。

18 広報

広く市民の皆さんに参加等を呼びかける広報手法として、次の方法をご活用ください。なお、情報提供にあたっては、次の内容をわかりやすく簡潔にまとめてください。

- ①事業名 ②事業内容（簡潔に）③開催日時 ④開催場所 ⑤対象・定員
- ⑥参加費 ⑦申込方法 ⑧問合せ先

●市広報紙「伸びゆく三田」

(1) 掲載時期

毎月1日号・15日号

(2) 活用方法

以下の要領で、事務局までご連絡ください。

◇紙面枠の予約

掲載日の**2ヶ月前まで**に掲載希望の旨ご連絡ください。紙面枠の予約ができない場合、掲載ができない場合があります。

(4・5月号へは掲載できない恐れがありますので、お早めにご相談ください)

◇原稿提出期日

掲載日の**1ヶ月前まで**にご提出ください。

※様式(P25)にてご提出ください。

※可能な限り WORD データによる E-mail での提出をお願いします。

◇注意事項

※紙面の関係で、掲載内容に変更が生じる場合もあります。

※定員がある事業の場合は、広報紙の配布等の関係上、申し込み開始日を設定していただくか、抽選などの方法によることとしてください。広報配布段階で、すでに募集を開始されている場合は掲載をお断りいたします。

●まちづくり協働センター登録団体へダイレクトメール発送

毎月一回程度、同センターから 200 を超える登録団体宛に発送しているお知らせ文書と共に、助成事業のチラシを同封発送することができます。

希望される場合は、**発送の前月まで**にまちづくり協働センター内「**市民活動推進プラザ**」(Tel559-5168) へご相談ください。

●報道各社への情報提供

(1) 活用方法

広報担当課を通じて、随時、三田市政記者クラブ加盟の各報道機関等に情報提供することができます。掲載希望日の 1 週間程度前までに事務局まで提供資料をお持ちください。

(2) 加盟報道機関等

朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、神戸新聞、産経新聞、NHK神戸放送局、六甲タイムス、ハニーFM

(3) 資料部数

計 12 部

(4) その他

必ず記事として取り上げられるわけではありません。

また、三田市立の公共施設へのチラシ配架・ポスター掲示等については、事前に連絡のうえ、直接各施設までお持ちください。

また、市ホームページにも助成金事業として掲載します。

19 その他

●決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがあります。

- (1) 助成金等を当該助成事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 助成金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 助成事業等を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 助成事業等に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

●状況報告及び調査等

事業の実施状況について、市職員等が調査を行わせていただく場合がありますのでご了承ください。また、その実施状況が適正でないと認められた場合は、事業計画や交付条件に従って行われるよう指示をさせていただきます。

●源泉徴収について

事業の実施にあたり、講師等に謝礼金等を支払われることがあります。その場合には、支払者として源泉徴収義務が発生することがありますので、ご注意ください。詳しくは、兵庫税務署（Tel 078-576-5131）までお問い合わせください。

20 助成金応募に関する相談

事業計画書の書き方やプレゼンの方法など、助成金応募に関する相談は、三田市まちづくり協働センター内の市民活動推進プラザで応じています。

また、市民活動推進プラザでは、三田市内で活動する様々な市民活動団体の情報提供や活動支援を行なっています。応募書類への記入の際に様々な、事例に基づいてアドバイスさせていただきますので、事前にプラザ窓口での相談をお勧めします。

●市民活動推進プラザ

- ・場 所：三田市駅前町2番1号三田駅前一番館（キッピーモール）6階
三田市まちづくり協働センター内
- ・開所日時：10時～17時
- ・休 所 日：年末年始（12月29日～1月3日）
- ・連 絡 先：Tel 079-559-5168 Fax 079-559-5169
e-mail kippy-suishinp@bz04.plala.or.jp
- ・運 営：三田市の委託により「公益財団法人 神戸YMCA」が運営しています。

平成 27 年度三田市まちづくり活動支援事業助成金

公開プレゼンテーションの講評から



○ これまでは市民活動を増やすことに取り組んできた 10 年間であったと思います。10 年が経過して、多くの市民活動団体が増え、現在は市や企業と協働して、その成果が“公共”として発揮される市民活動を増やしているという時期に来ています。本日の質疑も、こうすればより公共的な効果があるという視点で質問したものです。事業実施の際には留意して事業を実施していただきたいと思います。

○ 提案された事業展開が、直接あるいは間接的にどうまちづくりにつながっているのかという視点で審査をさせていただきました。その中で、まちに暮らす人たちが育っていく姿をプレゼンテーションの内容と重ね合わせながら、お聞きしました。

もう一つは、助成金を得て実施する事業は、金額の大小にかかわらず公金を活用するものであり、事業計画や収支予算は明確に示せるよう作成していく必要があると思います。

○ 申請書類は、きちんと細かく書くことが必要だと思います。それと、助成をする側が何を望んでいるのかをきちんと読み込むことが大切だと思います。

もう一点は、プレゼンテーションは何のためにこのお金を使うのかが分かるように、普段のみなさんの活動ではなく、事業に対するプレゼンテーションをしていただくと審査もしやすいと思います。

助成金は、助走金だと思います。助成金をもらって助走して、みなさんの活動がステップ・アップしていくためのお金だと思います。今後、国や民間の助成金を受けたりして、より大きな活動を展開していくステップ・アップの部分だと思いますので、この2点に気をつけて、今後、臨んでいただきたいと思います。

- お金を作り出したり、お金がなくても活動していくためには、人とつながることが重要です。自分たちのグループで頑張っておられることはよく分かりますが、それ以外の人にどれだけ広がっていくのかということが市民活動では重要だと思います。そのため、どうしたら人に関わってもらえるのかということがポイントです。

本日、だれに呼びかけているのか絞り込んでくださいと質問したのは、そのためです。広報はラブレターと同じと言われます。ラブレターは、その人に想いを届けたいから、その人に向けて必死に書く。よく「市民に」と言いますが、「市民とはだれですか」ということです。ぼやければ、ぼやけるほど届かない。だから、絞ってくださいということなのです。

話が脱線しますが、電車に乗っていると「駆け込み乗車はおやめください」とアナウンスがあります。先日の車掌さんは、「3両目の2番目のドアからお乗りになった、赤い服の方、今後は、駆け込み乗車はやめてください」とアナウンスされました。きっと、その人は赤面していると思います。ターゲットを絞ったほうが伝わるということですね。市民活動の広報も同じだと思います。

三田市にも、この人につながれば、多くの人とつなげてくれるキーパーソンがおられると思います。11万市民に呼びかけるよりも、ネットワークを持っている数人につながった方が、よほど効果が高いかもしれません。そのように考えていくと、だれかというのは絞りこめていくのではないのでしょうか。

マーケティングでSTPマーケティングという手法があります。Sはセグメンテーション(segmentation)。どんな人かというのを差別化してくださいということ。Tは、ターゲティング(targeting)。差別化した中でどの人にターゲットをあてるのか絞り込んでください。ターゲットが分かった段階で、Pは、ポジショニング(positioning)。自分がどういう位置を、その人に対してとればよいのか。このS・T・Pがきちんとできればお客様につながるというものです。

ポジショニングが重要で、ターゲティングした人に私はどういう立ち位置で、その人にアプローチするか。

自分がやりたいことは「wants」、相手がやってほしいことは「needs」。

今日は、「wants」が半数以上だったと思います。「needs」をきちんと確認して、その人に向かって、欲していることを、発信していかない限り受け取ってもらえません。

そうやって絞り込んで、絞り込んで、なおかつ、その人が欲しているものに到達しないと届かない。

そんなことも考えていただいて、絞り込んで活動していただくと、1年後にはもっと仲間が増えていると思います。もっと仲間が増えると、協力者が現れるし、なかには、お金を出してくれる方も出てくるかもしれません。



問い合わせ先・事務局

三田市 まちづくり部 市民協働局 コミュニティ課

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

TEL 079-559-5046

FAX 079-563-1360

E-mail community_u@city.sanda.lg.jp